



総合対校戦規約

第1編 大会規定

第1章 総則

第1条【名称】

本大会は双青戦と称す。

第2条【目的】

- 1 京都大学体育会と東京大学運動会が提携することにより、学内・学外に対する広報を強化し、両校で行われているスポーツ活動の知名度向上と新入生・在校生へのアピール強化を図ること
- 2 各部の伝統ある定期戦を総合化して行うことで、クラブ間の一体感の醸成を図ること

第3条【構成】

- 1 本大会は、東京大学運動会及び京都大学体育会をもってこれを構成する。
- 2 本大会は、大会ごとに主管大学を置く。

第2章 役員

第4条【役職及び定数】

本大会は、大会ごとに次の役員を置く。役員は、第5条に定める任務を行う。

名誉会長	1名
会長	1名
副会長	若干名
実行委員長	1名
副実行委員長	両大学より各1名
実行委員	若干名

第5条【任務】

- 1 名誉会長は、これが置かれる場合は、会長とともに本大会を代表する。
- 2 会長は、主管大学の体育会(東京大学運動会又は京都大学体育会をいう。以下本条において同じ)の長とし、本大会を代表する。
- 3 副会長は、主管大学でない大学の体育会の長および会長が委嘱する者とし、会長に支障のあ

るときはその任務を代行する。

- 4 実行委員長は、本大会の運営を総括する。
- 5 副実行委員長は、実行委員長を補佐する。
- 6 実行委員は、実行委員会を組織して本大会を運営し、実行委員長に支障のあるときはその任務を代行する。

第6条【任期】

役員の任期は当該回大会の事業期間とする。但し、再任を妨げない。

第3章 実行委員会

第7条【構成及び選出】

- 1 実行委員会は、実行委員長、副実行委員長及び実行委員をもってこれを構成する。
- 2 実行委員長、副実行委員長及び実行委員は東京大学運動会総務部・京都大学体育会本部より選出する。

第8条【事業及び事業期間】

- 1 実行委員会は、実行委員会声明及び本規約に基づき、本大会の運営を行う。
- 2 実行委員会の事業期間は、実行委員会の設立時から、当該回大会の決算の承認時までとする。

第9条【会計】

実行委員長は、本大会の会計につき、その責任を負う。

第10条【予算及び決算】

- 1 実行委員会の予算は、実行委員長が予算案を作成し、実行委員会において承認されなければならない。
- 2 予算が承認される以前の必要な経費については、実行委員会の承認を経て、暫定的にこれを支弁することができる。
- 3 実行委員会の決算は、実行委員長が決算案を作成し、監査員による監査を受け、当該回大会の全競技種目終了後速やかに実行委員会において承認する。
- 4 監査員は二名とし、実行委員会の中から選出する。

第11条【解散】

- 1 実行委員会は、事業期間終了をもって解散する。
- 2 残余財産は、次回大会実行委員会に継承する。

第2編 競技

第12条【競技種目】

競技を実施する両大学運動部が本大会への参加の意思を表明し、これを実行委員会が認めたものを競技種目とする。競技種目は、これを別掲の競技種目表に記載する。

第13条【参加資格】

競技種目を行う両大学の団体は、それぞれ東京大学運動会・京都大学体育会に所属する運動部でなければならない。

第14条【実施形態】

各競技種目の主管大学、競技形式、実施場所、実施日程、安全管理責任及びその他の実施形態は、競技種目を行う両大学の運動部に一任する。

第15条【総合順位】

- 各競技種目は競技結果に関して勝敗ないし引き分けを決定し、これを実行委員会に報告する。但し、競技種目の特性によっては勝敗を決することができない場合も認める。
- 両大学の各競技種目での勝ち数の多い方の大学を、当該回大会の総合優勝とする。

第3編 改正

第16条【改正】

本規約の改正は、実行委員会の総意に基づいてこれを行う。

附 則

この規約は、平成21年4月1日より施行する。